

城陽市入札不正行為疑惑対応措置に関する基準（内規）

平成 5 年 1 2 月 8 日 制 定

平成 1 3 年 4 月 2 0 日 一 部 改 正

平成 1 8 年 1 0 月 1 日 一 部 改 正

平成 2 9 年 4 月 1 日 一 部 改 正

（目的）

第 1 条 この基準は、地方自治法第 2 3 4 条第 1 項に規定する一般競争入札及び指名競争入札に係わる不正行為疑惑情報（以下「疑惑情報」という。）に対して、市の対応措置に関する基準を定めることにより、適正な入札事務の確保を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第 2 条 この基準は、市長が行う全ての入札に適用する。

（措置基準）

第 3 条 入札の執行前に、不正行為等の事実が判明した場合は、入札を中止する。

2 疑惑情報と落札結果が一致し、疑惑があると判断した場合は、入札を無効とする。

3 疑惑情報と落札結果が一致しない場合においても、調査結果により無効とする場合がある。

4 契約を締結した後において、不正行為等が判明した場合は、契約を解除する。

（調査担当者）

第 4 条 疑惑情報に対する調査は、契約担当部課長等及び事業執行担当部課長等が行う。

（連絡）

第 5 条 疑惑情報を得た職員は速やかに契約担当課長に報告し、契約担当課長等は情報を整理し適切な記録保存に努めなければならない。

2 契約担当課長等は、城陽市入札・契約事務処理委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の指示を受けて調査を実施する。

（公正取引委員会等への通報）

第 6 条 委員会が、通報が必要と判断した疑惑情報については、公正取引委員会並びに警察（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報するものとする。

（運用及び決定）

第 7 条 この基準の運用は、委員会が行い、措置の決定は市長が行う。

（公正取引委員会等への通知）

第 8 条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があると認めるときは、公正取引委員会等へその事実を通知する。

（その他）

第 9 条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。